

ご意見の概要と本市の考え方について

意見総数：10件（4通）

ご意見の概要	本市の考え方
第3条（申請資格）について【1件】	
<p>法人等の設立後5年以上が経過していることを規定しているが、設立後2年以上への緩和を求める。</p>	<p>御堂筋（国道25号）につきましては、平成24年4月に国から大阪市に移管された道路ですが、事務処理に当たりよるべき基準が、国により定められています。</p> <p>第3条（申請資格）につきましては、上記基準（法定受託事務の処理基準）に該当するものであり、緩和することはできません。</p>
第7条（指定）について【1件】	
<p>道路協力団体の指定に関して、更新の定めがない。実績のある団体については、簡略な更新手続きの定めを求める。</p>	<p>第7条（指定）につきましても、法定受託事務の処理基準に該当するものであり、新たな定めを追加することはできません。</p> <p>ただし、ご意見の趣旨を踏まえ、実績のある団体の更新手続き（簡略化）につきましては、以下の事例を参考に検討させていただきます。</p> <p><参考事例></p> <p>国道事務所等では、道路協力団体の募集要項において、「継続して再度の指定を希望する場合には、指定期間が終了する日の3ヶ月前までに、次期の活動計画書を提出すること」を定めております。</p>
その他【8件】	
<p>活動に伴う収益の用途について、道路に限定せず、道路に隣接する公開空地や民地での活動にも対象を拡大してほしい。</p>	<p>道路協力団体制度では、道路空間を活用した収益は道路の管理に還元することとなっており、対象を道路以外に拡大することはできません。</p>
<p>収益を繰越して必要な時期に活動が可能なように柔軟に運用してほしい。</p>	<p>道路空間を活用した収益につきましては、活動計画期間内であれば、翌年度以降の活動に充てることが可能となります。</p>
<p>積極的に本制度を活用できるよう、活動に伴う道路占用料を10割減免してほしい。</p>	<p>国土交通省の事務連絡を踏まえ、道路占用料の減免に関する検討を行います。</p>

<p>道路協力団体の指定を受けて、植物の生育の良い時期に活動したいので、早く制度化を進めてほしい。</p>	<p>早期制度化に向け、道路協力団体の募集、指定などの手続きに係る関係先との協議などを進めてまいります。</p>
<p>御堂筋に限定された要綱であることが残念である。御堂筋以外の道路への適用を検討してほしい。 (2件)</p>	<p>御堂筋では、昨年3月に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、道路空間等で民間団体が活動しやすい制度や仕組みを検討していくこととしております。御堂筋における制度導入の効果検証などを行い、御堂筋以外の道路の適用に関する検討を進めてまいります。</p>
<p>「まちづくりの社会課題」を行政及び地域と一緒に解決していくため、エリアマネジメント組織と協議を行う窓口を建設局に設置していただきたい。</p>	<p>本要綱や道路協力団体制度には直接関係しませんが、ご要望の趣旨を踏まえ、建設局内で情報共有させていただきます。</p>
<p>2月4日に閣議決定され、法整備が進められている「歩行者利便増進道路」の早期適用を期待したい。</p>	<p>本要綱や道路協力団体制度には直接関係しませんが、歩行者利便増進道路につきましては、国等の動向を踏まえ、早期適用に向けて検討してまいります。</p>